

**平成18年度（2006年度）第4回横須賀市情報公開審査会
「公文書公開制度の一部見直し（第1回）」議事録**

- ・ 日 時 平成18年8月28日（月）10:00～11:00
- ・ 場 所 横須賀市消防庁舎第3会議室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 渡邊総務部長、松谷行政管理課長、室井主査、依田主任（事務局）
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 諮問書の交付 公文書公開制度の一部見直しについて諮問を行う。

3 総務部長あいさつ

4 議 題

(1) 公文書公開制度の一部見直しについて（諮問）

実施機関（行政管理課）からの諮問理由等の説明

< 公文書公開制度の一部見直しについて（素案）を基に説明を行う。 >

各委員の意見

- ・ 商業目的による公文書公開請求は条例の趣旨ではない。
- ・ 大量請求の考え方は様々であると思う。特定の者が繰り返し行う場合、商業目的で行う場合、請求権者として真摯な目的で請求を行っているとしても結果的に大量な文書を請求することに至ってしまう場合等があり得ると思う。主として商業目的というものに焦点を当てた大量請求について、制度的に工夫することができないのであろうか。
- ・ 条例6条の請求権の主体には利用目的については問わないとしているが、利用目的を請求の際に明らかにさせるということはどうか。
- ・ 現行条例5条に利用者の責務規定で対応していくのも一つの考え方ではないか。
- ・ 公文書公開制度が利用しやすいものとして構成されているため、一般的には権利の濫用で請求を拒否することは難しいかもしれない。

- ・ 電磁的記録の公開方法について、現行の規則に「電磁的記録を印刷物として出力する」と規定してできないものなのか。
- ・ 資源問題や環境問題の観点からは印刷物として出力したものより、電磁的記録によって交付した方がよいかもしれない。
- ・ 電子情報は利用価値が高いため、手数料を高く設定してもよいのではないか。
- ・ 公開実施方法においては電磁的記録を印刷物として出力したもので対応していくというよりも、手数料の設定において対応するという方が実効性があがるのではないか。
- ・ 条例の目的の議論に戻るのではないか。市政の発展のために必要であるということならば、大量であろうとなかろうと対応すべきこととなる。目的が商業目的であるとして条例の目的とかけ離れている請求があるからそれが問題となってくる。公開実施方法というより目的による制限ではないか。
- ・ 電磁的記録を印刷物として出力するという事は、時代の進展状況から考えると逆行し

ている。制限することで不利益を被る真摯な請求者はいると思う。

- ・情報そのものと情報の背後に存在するシステム技術とは当然別なものである。システム等の情報技術を取得するために公文書公開請求を利用することは、公文書公開制度の趣旨及び条例の目的から考えると不正なことである。ただし、そのような目的でも、請求者が利用目的を情報そのものが必要であると主張して請求し、電磁的記録を交付せざるを得ないとしたら、電磁的記録の公開の実施方法を印刷物として出力するのみとすることは仕方がないことではないか。

- ・電磁的記録の公開の実施方法を、全て印刷物として出力するのみとして規定するか、何かしらの別の考え方を設けるかの判断が必要である。

- ・公文書公開制度は、請求権者の要望に可能な限り応じていくということが一般的な流れのようであるため、仮に電磁的記録の公開の実施方法を、印刷物として出力したものとするとした場合、真っ向から反対の対応となる。

- ・現在の公文書公開制度は商業目的による請求を排除はしていないが、積極的に商業目的に対して便宜を図るということでもない。その意味では、条例の目的規定に立ち返って検討するというところを行ってもよいと思う。本市以外の者からの請求というものを区別して取り扱うということについては、情報そのものを市及び市民の共有財産として位置づけて考えることが一つの考え方ではないか。

- ・公文書公開制度が住民の中に浸透してきたため、その中の一部の者が商業目的に利用できる気づいたということである。公文書公開制度の普及と現在の課題とは重なるところがある。

- ・公文書公開請求により、一定の情報を取得できることから、請求に対する手数料の金額にもよるが手数料を徴収することは、請求していない者と比較すると、一定の利益を受けるのであり、また、職員は、請求に対して一定の労力を費やすことからやむを得ないと考える。手数料を徴収する方向で検討してもよいと考える。

- ・請求される情報の中身が今後どうなるのか不明ではあるが、純粋な請求目的に限るとすることは現実的には難しいであろう。公文書公開制度の本来の趣旨は、行政の透明性の確保であり、その趣旨に沿ってのみの情報が公文書公開制度で請求されるのであれば、手数料は徴収すべきではないと考える。だが、現実的には市には様々な情報があり、それらの請求を禁止できないであろうから、一定の手数料徴収はやむを得ないと考える。

- ・請求権が行使できないような高い手数料金額を設定することはできないが、合理的な金額で手数料を定めることについては、議論できると思う。

本件について、次回の審査会も継続審議となる。